

平成 28 年 2 月 29 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 3 号機 M O X 燃料使用差止訴訟（控訴審）期日の開催について

本日14時から、福岡高等裁判所において、標記訴訟の第3回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所 3 号機で実施しているプルサーマルで用いる M O X 燃料の使用差止を求めて、平成 27 年 4 月 3 日に控訴されたものであり、当社は、M O X 燃料の使用に関し、安全性を確保していることから、控訴の速やかな棄却を求めています。

今回、当社は書面を提出し、控訴人らが主張するようなギャップ再開は発生せず、重大事故に至る具体的危険性はないこと等について改めて主張を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

第一審（佐賀地方裁判所）は、平成 22 年 8 月 9 日に提訴され、平成 27 年 3 月 20 日に、重大な事故が発生する具体的危険性はないとして、原告の請求は棄却（当社勝訴）されております。

以 上